

地震に備えて家具を固定しましょう！ 家具の転倒等を防止するための器具の 購入に対して補助します！

愛南町では、地震発生時における家具の転倒等による被害を軽減するため、町内において自ら居住する住宅の家具の転倒等を防止するための器具（以下「家具転倒防止等器具」という。（例）突っ張り棒、L字金具、ガラス飛散防止フィルム等）を購入・設置に対する補助金を新設しました。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・愛南町内に住所を有し、現に居住している方・<u>単年度で1世帯につき1回を限度</u>とします。 ※年度に1回申請できるので、翌年度に改めて申請が可能です。 ※町税等を滞納している場合は、補助対象外となります。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・補助対象者が、自宅の家具転倒防止等器具（（例）突っ張り棒、L字金具、ガラス飛散防止フィルム等）の購入に要する費用 ※家具転倒防止等器具の購入先は、特に限定しません。
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費以内の額とし、<u>15,000円を上限（100円未満の端数切捨て）</u>とします。
申請先	<ul style="list-style-type: none">・本庁総務課、各支所又は愛南町消防本部防災対策課へお申込みください。
申請方法及び必要書類	<ul style="list-style-type: none">・申請方法及び必要書類につきましては、裏面をご確認ください。
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none">・事業についての詳細や質問等は愛南町消防本部防災対策課（TEL72-0131）までお問い合わせください。

- ※1 家具転倒防止等対策器具を購入・設置後に補助金交付申請（請求）可能です。
- ※2 行政区でまとめて家具転倒防止等対策器具を購入・設置後に、行政区の代表者が補助金交付申請（請求）することも可能です。
- ※3 家具転倒防止等対策器具購入・設置のほかに、別途、感震ブレーカー購入及び設置に係る補助金交付申請（請求）も可能です。

愛南町家具転倒防止等対策費補助金申請の流れ

①家具転倒防止等器具購入

家具転倒防止等器具を購入したら、次の書類を購入先からもらってください。

- 購入した家具転倒防止等器具の内訳が確認できる領収書



②補助金交付申請及び請求

家具転倒防止等対策実施後速やかに、次の書類を作成の上、本庁総務課、各支所又は愛南町消防本部防災対策課へ提出してください。

- 愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

※持家以外（借家、アパート及び町営住宅等）の壁などに穴をあけて家具転倒防止等器具を設置する場合は、所有者又は管理者の承諾が必要です。

- 町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）※申請者本人が申請する場合

- 同意書（様式第3号）※行政区の代表者が申請する場合のみ

- 愛南町家具転倒防止等対策器具購入一覧表（様式第4号）※行政区の代表者が申請する場合のみ

- 購入した家具転倒防止等器具の内訳が確認できる領収書（写）

- 購入した家具転倒防止等器具の写真

- 印鑑

- 口座番号が確認できるもの（通帳等）



③申請内容審査



④承認（補助金交付）

- 愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付決定書

④不適当（申請却下）

- 愛南町家具転倒防止等対策費補助金交付申請却下決定通知書



⑤補助金振込